

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

本年2月24日、ロシアは、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、多くの人命が奪われ続けている。

ロシアによる一方的な現状変更への強行は、他国の主権、領土を侵す行為であり、かつ、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙である。

これは、国際法や国連憲章に違反し、ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり、断じて看過できるものではなく、厳しく非難するものである。

山元町議会は、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に強く抗議するとともに、ロシア軍の即時撤退と、国際法の遵守を強く求める。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保や国民生活にもたらす影響を最小限に抑えることに万全を尽くすよう強く求めるとともに、国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使して、ロシア軍の即時無条件での完全撤退を求めることを要請する。

以上、決議する。

令和4年3月18日

山元町議会